平成２８年（フ）第２５２３号
横浜市戸塚区下倉田町615番地１　５棟207号
債務者　大井　　章
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５２４号
横浜市戸塚区下倉田町615番地１　５棟207号
債務者　大井阿都子こと　大井　厚子
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５２７号
横浜市中区野毛町３丁目158番地　幸鈴マンション403号室
債務者　嶋津　美紀（旧姓金子）
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５２９号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目27番地の１
ヴァンヴェール湘南台Ｉ―206
債務者　石橋　恭子
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５３４号
横浜市青葉区すすき野３丁目６番地１　すすき野団地20棟502号
債務者　小宮山祝惠
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５３５号
神奈川県海老名市上今泉５丁目１番40号　サンシティ今泉203号室
債務者　古屋　真二
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５２５号
横浜市青葉区市ケ尾町1159番地10　シャルル森202
債務者　佐竹　逸子（旧姓藤井）
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５３８号
横浜市泉区和泉町1386番地　サンパレス101
債務者　荒井　孝幸
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６１５号
札幌市中央区南４条西12丁目1296番地　ベルヴィコート403号、開始決定時の住所札幌市中央区南４条西10丁目1004番地１　スカイコーポラス408号
破産者　西田智津子
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２３８号
大阪府吹田市江の木町８番12号　(401)、前住所大阪府吹田市芳野町６番３―603号
破産者　小松　敏和
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２３９号
大阪府吹田市江の木町８番12号　(401)、前住所大阪府吹田市芳野町６番３―603号
破産者　小松　　香
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７４号
大阪府富田林市加太３丁目２番29―702号
破産者　篠原　　浩
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
秋田県横手市蛇の崎町８番17号
破産者　吉方　勇人
１　決定年月日　平成28年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第４１号
福岡市東区唐原７丁目７番16―103号、開始決定時の住所福岡県田川郡福智町神崎701番地
破産者　亀山　正子
１　決定年月日　平成28年12月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第７２８号
神戸市北区有野台５丁目３番地Ｂ46棟502号、開始決定時の住所神戸市北区藤原台北町２丁目１番１―409号
破産者　段　　光哉
１　破産債権の届出期間　平成29年１月10日まで
２　一般調査期日　平成29年２月21日午前10時
平成28年12月６日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９０２号
大阪市生野区新今里１丁目19番19号
破産者　山本　秀典
１　破産債権の届出期間　平成29年１月13日まで
２　一般調査期日　平成29年２月15日午後２時
平成28年12月６日
大阪地方裁判所第６民事部